



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 告示
 - 1300 川辺町周辺土地改良区の役員の住所変更 (農業農村整備課)..... 1
 - 1301 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)..... 1
 - 1302 保安林予定森林 (")..... 1
- 公安委員会告示
 - 53 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 2
- 収用委員会告示
 - 8 土地収用法による裁決手続開始の決定 3
- 訓令
 - *13 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 3

告 示

和歌山県告示第1300号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

役員の住所変更

職名 理事

氏名 前田毅

変更前の住所 日高郡日高川町大字早藤310番地

変更後の住所 日高郡日高川町大字早藤317番地1

和歌山県告示第1301号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成23年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字大又字小久保225の1・226の2・226の4・字前西227の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1302号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により

告示する。

平成23年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字相ノ浦字内子谷483の11、483の63
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第53号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成23年12月20日

和歌山県公安委員会委員長 大桑 埴 嗣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成24年2月15日（水）から同月17日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成24年1月10日（火）から同月17日（火）までの毎日（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）午前

9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課運転免許試験場教習所係(電話073-473-0110 内線363)

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成23年12月8日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成23年12月20日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

1 起業者の名称 和歌山市

2 事業の種類 和歌山市工業用水道浄水場施設整備事業

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 和歌山市 六十谷字 柳原	118番2	雑種地	宅地	867	867.14	799.47	—	金聖培	和歌山県和歌山市六十谷301番地	—	—	—
	119番3	雑種地	宅地	158	158.35	139.17	—			—	—	—
	128番	雑種地	宅地	809	809.01	809.01	—			—	—	—

訓 令

和歌山県訓令第13号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式第34条第10項中「単位とし、合わせて5億円を限度額とする。」を「単位とする。」に改める。

別記第3号様式第44条第1項第7号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に存する様式用の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。